

さいたま市告示第1030号

「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和8年6月22日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048(829)1377